

小松島市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災活動の主体となる自主防災組織の結成を促進し、その育成、活性化及び強化を図るため、市内の自主防災組織に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、小松島市補助金等の交付に関する規則（昭和37年小松島市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市内の地域住民が自主的に地域の防災活動を行うために結成した組織で、市長に自主防災組織結成届を提出したものをいう。
- (2) 自主防災連合会 市内のすべての自主防災組織で結成した組織をいう。
- (3) 活動活性化事業 自主防災組織が行う活動の活性化を図る事業をいう。
- (4) 防災資機材整備事業 自主防災組織が防災活動を行うために必要な資機材を整備する事業をいう。
- (5) 地域計画策定事業 自主防災組織がその活動範囲とする地域の地域津波避難計画又は地区防災計画を策定する事業をいう。

(自主防災組織の届出)

第3条 自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 組織規約の写し
- (2) 役員名簿
- (3) 組織の区域図
- (4) 防災活動組織編成表
- (5) 年間行事計画
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項により市長に届出をした自主防災組織は、自主防災連合会に加盟するものとする。

3 自主防災組織は、第1項に規定する自主防災組織結成届出書の記載事項に変更が生じたときは、自主防災組織変更届出書（様式第2号）を市長に届け出るものとする。

4 自主防災組織が解散したときは、自主防災組織解散届出書（様式第3号）（以下「解散届」という。）を市長に届け出るものとする。

5 前項により解散届を市長に届け出た自主防災組織は、自主防災連合会から脱退するものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費及びその補助額は、別表に掲げるとおりとし、自主防災組織に対して交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、小松島市自主防災組織補助金交付申請書(様式第4号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第5号)
- (2) 事業収支予算書(様式第6号)
- (3) 事業内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 防災資機材整備事業の場合は、前項第4号に定める書類として見積書を添付するものとする。

3 補助金の交付申請にかかる事業は、申請する年度の年度末までに完了するものでなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは小松島市自主防災組織補助金交付決定書(様式第7号)を交付するものとする。

(変更承認申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織(以下「補助事業者」という。)は、当該決定を受けた補助金(以下「補助事業」という。)について、その内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ小松島市自主防災組織補助金変更等承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、適当と認めたときは小松島市自主防災組織補助金変更等承認書(様式第9号)を交付するものとする。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第11号)
- (2) 事業収支決算書(様式第12号)
- (3) 事業の実施を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する事業の実施を証する書類は、次のとおりとする。

- (1) 活動活性化事業 領収書の写し及び事業活動記録(写真等)
- (2) 防災資機材整備事業 領収書の写し及び購入した防災資機材等の写真
- (3) 地域計画策定事業 領収書の写し及び完成した計画
(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小松島市自主防災組織補助金額確定通知書(様式第13号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を前金払又は概算払により交付することができる。

3 前項の規定による補助金の前金払又は概算払を受けようとする自主防災組織は、前金払又は概算払を必要とする理由を示した文書を補助金の交付申請に合わせて市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、小松島市自主防災組織補助金交付請求書(様式第14号)により市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、小松島市自主防災組織補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、その返還を求めなければならない。

（調査等）

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（維持管理）

第16条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金により整備した防災資機材等については、適正に維持し、管理しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（小松島市自主防災組織活動支援補助金交付要綱の廃止）

2 小松島市自主防災組織活動支援補助金交付要綱（平成26年4月24日制定）は、廃止する。この場合において、この要綱による廃止前の要綱の規定に基づき令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

（小松島市地域津波避難計画策定事業等助成金交付要綱の廃止）

3 小松島市地域津波避難計画策定事業等助成金交付要綱（平成24年4月1日制定）は、廃止する。この場合において、この要綱による廃止前の要綱の規定に基づき令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による

（経過措置）

4 第3条第1項の規定は、この要綱の施行前に結成した自主防災組織については、適用しない。